

## 千葉市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成員等)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

2 会議には、市長及び全ての教育委員が出席することを基本とする。ただし、緊急の場合には、市長及び教育長の出席により会議を開催することができる。

### (会議の招集)

第3条 市長は、会議を招集する場合は、あらかじめ協議すべき事項を示して教育委員会に通知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

### (事務の調整)

第4条 法第1条の4第8項に規定する構成員の事務の調整は、市長及び教育委員会の双方が合意した場合に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項ただし書の規定により開催された会議においては、あらかじめ教育委員会の意思決定がなされている範囲に限り、市長と教育長の合意により事務の調整が行われたものとするができる。

### (会議の非公開)

第5条 市長又は教育委員会は、法第1条の4第6項の規定により会議を非公開とする場合は、これを発議し、他方の構成員の同意を得なければならない。

### (会議の開催の周知等)

第6条 市長は、会議を開催するときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を、千葉市ホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 議題
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴者の決定方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議が必要と認める事項

(会議の傍聴)

第7条 市長は、会議開催の当日、会議の傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴者を決定するものとする。

- 2 傍聴者の定員は、会議の開催の都度、市長が会議場の収容人員等を考慮して定める。
- 3 市長は、傍聴者が定員に満たない場合、会議の妨げにならない範囲内で、受付時間終了後においても先着順で傍聴者を追加することができる。
- 4 市長は、傍聴者に対し、会議次第、出席者席次表及び会議資料（以下「会議資料等」という。）を貸与し、又は配布するよう努めなければならない。ただし、会議資料のうち次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。
  - (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）第7条の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれるもの
  - (2) 頁数が著しく大量であるもの
  - (3) 参考資料に過ぎないもの
- 5 市長は、傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会議場内の秩序維持に努めなければならない。

(会議資料等の公表)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、会議資料等を千葉県ホームページ等に掲載して公表するものとする。ただし、前条第4項各号に該当するものについては、この限りではない。

(議事録)

第9条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
  - (2) 開催場所
  - (3) 出席者
  - (4) 議題
  - (5) 議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したものをいう。）
  - (6) 会議経過（結論に至った経過等を記載したものをいう。）
- 2 市長は、会議の議事録を作成した場合は、これを教育委員会に送付し、その承認を得た後、確定するものとする。
  - 3 市長は、確定した議事録（不開示情報に該当する部分を除く。）を千葉県ホームページ等に掲載して公表するものとする。

（事務局）

第10条 会議の事務局を総合政策局総合政策部政策調整課に置く。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。